

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会総会傍聴要領

第1条 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会総会を傍聴しようとする者は、開催日前日（前日が閉庁日の場合はその前日）の午前中までに、電話又はメールにより、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）まで申し込まなければならない。

第2条 傍聴の定員は10名とし、受付は先着順とする。

第3条 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会会長（以下「会長」という。）が会場の秩序維持のため、その他必要と認めたときは、傍聴人数を制限することができる。

第4条 次の各号の一に該当する者は傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険と認められる物品を所持する者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目の如何を問わずこれらのものを所持する者
- (4) その他会場の秩序維持のため必要を認める者

第5条 傍聴人は次の各号の事項を厳守しなければならない。

- (1) 会場では静粛にすること。
- (2) 会場をみだりに出入りしないこと。
- (3) 会議の言論に対し、批評又は可否を表し、或いは拍手等の行為をしないこと。
- (4) 会場において、喫煙又は飲酒をしないこと。
- (5) 会場において、携帯電話等の使用をしないこと。
- (6) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の進行を妨害するような行動をしないこと。

第6条 傍聴席が騒がしいため、会議の運営が困難と認められるときは、会長は全ての傍聴人に退場を命ずることができる。

第7条 傍聴人がこの要領に違背し、会長又は事務局員の指示、注意若しくは制止に従わないときは、会長は退場を命ずることができる。

第8条 傍聴人は退場を命じられたときは、直ちに静粛に退場しなければならない。また、第6条及び第7条により退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

附 則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。